

市民自治と協働によるまちづくりの 推進に向けての提言

検証報告書 (案)

平成 2 8 年 8 月

四国中央市市民自治推進委員会

提言にかかる検証総括表

項 目	評価
1. 市民自治に関すること	
① 地域コミュニティ活性化による市民自治意識の醸成	3
② 市職員の地域での積極的な活動	3
③ 自治会の活性化と連携強化	1
2. 協働によるまちづくりに関すること	
① 協働事業表彰制度創設の検討	1
② ボランティア市民活動センターの活用による協働事業の拡大	1
③ 組織全体で取り組める市役所の体制づくりの検討	2
3. 市民参画に関すること	
① タウンコメント制度の積極的な運用	2
② 市民参画の方法の効果的な宣伝広報	1
4. 情報提供に関すること	
① 自治基本条例の市民への周知	1
② 子ども向け冊子等による啓発	2
③ 様々なメディアの活用による分かりやすい情報提供	1

<評価方法>

- 3 … 非常に取り組んでいる
 2 … 取り組んでいる
 1 … 取り組みが不十分

1. 市民自治に関すること

① 地域コミュニティ活性化による市民自治意識の醸成

【提言内容】

「市民が主役の市民自治の確立」には、地域コミュニティの活性化による地域力の強化が必要不可欠であることから、昨年6月に「地域コミュニティ基本計画」が策定され、各公民館区において地域コミュニティ活性化事業が実施されることとなりました。これにより、各地域の様々な課題を住民自らが把握し、地域内のコミュニティが連携協力して課題解決のための話し合いや事業を実施することとなり、市民自治の確立を目指すための始めの一步となる重要な取り組みが開始されます。この事業は、地域住民主導による実施が原則ではありますが、市によるサポートは不可欠であり、市は積極的な情報提供及び議論の機会を提供するよう努めなければなりません。具体的には、行政のネットワークを活かして収集した先進地の事例等を示すなど、市民に分かりやすい情報を提供すると共に、多様なコミュニティが集い、話し合う機会を数多く創出することが必要です。

【検証】

平成25年6月に策定された「地域コミュニティ基本計画」に基づき、公民館単位の地区ごとの住民がそれぞれの地域が抱える課題について、住民自ら解決に向けての方法を考え、行動することにより地域課題の解決や住民同士の絆の再生、そして地域力の強化を図る地域コミュニティ活性化事業を平成26年度からモデル事業として開始した。

平成26年度は、川滝、豊岡、蕪崎をモデル地区に選定し、地区コミュニティ協議会の設立や住民集会の開催、地区コミュニティ計画の策定をそれぞれの地区で行っている。

平成27年度からは地区コミュニティ計画に基づいて地域課題解決のための具体的な事業に取り組み、その成果を市民活動事例発表会（平成28年2月）において公の場で発表を行った。

モデル事業のこれまでの取り組みや事例発表会等を踏まえ、平成28年3月に開催した当委員会において、モデル事業の検証を行ったところ、「平成28年度はモデル事業の期間を延長し、川滝地区、豊岡地区、蕪崎地区の3地区で事業を継続し、他地区への課題については、検証結果において「今後の課題」とした住民集会や事業にかかる周知方法、また補助金額等の制度設計について検討を加えた上で展開していく必要がある」ことを報告書にまとめた。

今年度は、これまで同様に川滝、豊岡、蕪崎地区でモデル事業を行う一方で、来年度以降に全地区に拡大できるよう事業の見直しを行っており、事業は順調に展開されている状況である。今後の展開を大いに期待して注視していきたい。

② 市職員の地域での積極的な活動

【提言内容】

「自治基本条例の施行から7年経過しましたが、条例の理念が市民に定着しているとは言いがたく、このような状況を打開するためには、市職員が一市民として地域活動に積極的に参加し、地域住民と共に様々な活動を行う中で、市民自治意識の醸成を図ることが望まれます。しかしながら、全ての職員が抽象的な理念を理解し自主的に行動することは困難であるため、すでに地域で活躍している職員を含め、全職員が研修等に継続的に取り組むことにより、市民自治を牽引していくための意識の向上を図ることが肝要です。また、地域で市職員が活躍しやすい庁内体制づくりについても検討が必要です。

【検証】

地域コミュニティ活性化事業において地区担当職員及び地区協力職員の制度を構築し、地域で活躍できる体制作りは概ね整備された。加えて、地区担当職員と地区協力職員に対しては住民集会で中立的な立場から意見がまとめられるように研修を行うほか、全職員を対象とした住民自治にかかる研修を行うなど市職員に対する地域活動への参加を促す取り組みは行われている。

今後は、こうした研修を継続し、市職員がより一層地域で活躍できる支援の検討が必要である。

③ 自治会の活性化と連携強化

【提言内容】

自治会、町内会等の従来から地域に根付いている地縁組織については、活発に活動している所も多く見受けられる一方、役員の高齢化や後継者不足により活動が停滞したり、場合によっては休止している地区もあり、市内各地での自治会等の活動には温度差がある状況となっています。市内全域で市民自治の推進を図るためには、基礎単位の住民集合体である自治会等を活性化し、弱体化している組織を強化することが必要です。また、市では合併時に広報委員制度が採用され全市的に組織化されているのに対し、自治会等の連合組織は無く、市においても正確に実態把握できていない状況であります。市は、このような状況を放置せず、自治会等の状況を正確に把握することに努め、運営に関する支援についても検討すべきです。

【検証】

残念ながら、本項目についての進捗はなく、取り組みがなされていない状況である。自治会等の状況を正確に把握することは、大きな災害が起こった際に活用できる貴重な情報であり、行政としては把握すべき情報であると考えます。自治会等の状況を正確に把握し、自治会の活性化と連携強化を図る取り組みが求められる。

2. 協働によるまちづくりに関すること

① 協働事業表彰制度創設の検討

【提言内容】

日頃より地域において、協働によるまちづくりを実践されている団体や個人は多く存在していますが、市民の認知度は高いとは言えません。すばらしい取り組みを多くの市民に周知し、協働事業を拡大していくために、表彰制度の創設を検討するよう提言します。

【検証】

表彰制度の創設について、検討に至っていない状況である。

まずは、地域で協働によるまちづくりを実践している団体や個人の把握に努める必要がある。

② ボランティア市民活動センターの活用による協働事業の拡大

【提言内容】

地域のコミュニティが地域活動を行う上で、様々な経験や専門的な知識を必要とする場合に、ボランティア市民活動センターに登録している NPO や、ボランティア団体と連携し、団体の持つノウハウを活かすことができれば、更に充実した活動が可能になります。また、活発に活動をしていながら、認知度が低いと悩んでいる多くのボランティア団体にとっても、自らの活動を広く地域住民に周知できる機会となり、まさに、お互いが補完し合いながら、同じ目的のために協力して活動する「協働」を実践することとなります。今後、地域の団体とボランティア団体が連携し、協働の輪を拡大していくためには、ボランティア市民活動センターのネットワークを有効に活用すると共に、双方をつなぐコーディネーターの育成強化が必要です。

【検証】

平成 26 年度以降のボランティア市民活動センターの概要は下記のとおりである。平成 27 年度にボランティア市民活動センターやボランティア団体等の広報・啓発活動として「みんなのボランティア・市民活動ハンドブック」を作成するとともに、ホームページのリニューアルに取り組んでいるものの、現状としてボランティア市民活動センターの活動により地域の団体とボランティア団体が連携し、協働の輪を拡大している状況とは言い難い。当センターの印象として、福祉分野における活動は活発であるが、地域のコミュニティ活動に対する利用は少ないと感じられる。協働の輪を拡大していくためにも、様々な分野に対応できるコーディネーターの育成強化が求められる。

	個人登録数	団体登録数	団体登録人数	マッチング件数
平成 25 年度	1 2 3 人	1 4 5 団体	4, 1 8 8 人	2 1 9 件
平成 26 年度	9 3 人	1 4 2 団体	5, 9 9 3 人	2 2 3 件
平成 27 年度	9 7 人	1 5 2 団体	6, 1 4 3 人	2 4 3 件

③ 組織全体で取り組める市役所の体制づくりの検討

【提言内容】

従来それぞれが活発に活動していた、市内の子育てに関わる団体や、公的機関、医療機関などが初めて連携し、子育てに関する博覧会をしようと企画された「子育てフェスタ2010」の開催を契機に、平成22年に子育て支援ネットワーク「しこちゅ〜・ほこほこネット」が設立されました。市役所からも、複数の子育て関係部署がネットワークに加入し、子育て環境四国一の目標に向けて、子育てフェスタ以外にも様々な事業に取り組んでいます。これは、以前から縦割り行政の弊害が指摘されている中で、市の多くの部署が連携し、市民団体との協働による事業を実践している模範的な取り組みといえます。このような取り組みを拡大し、協働によるまちづくりを推進していくためには、市役所の各部署任せにして各々の手法で取り組むのではなく、協働推進本部等の設置を検討するなど組織全体で推進体制を整え、全庁的に協働推進に取り組むことが肝要です。

【検証】

自治基本条例においては、協働によるまちづくりについて、市民、議会、市の三者が一体となって取り組むことが求められており、現在、市議会議員や市民で構成する「協働によるまちづくり基本指針策定会議」及び職員で構成する「協働によるまちづくり基本指針策定プロジェクトチーム」を立ち上げ、協働によるまちづくり基本指針の策定を行っている。この基本指針が策定されれば、協働事業の在り方などが統一化され、協働事業の更なる推進につながるものと大いに期待している。指針策定後は、全庁的な推進体制の構築にも取り組む必要がある。

3. 市民参画に関すること

① タウンコメント制度の積極的な運用

【提言内容】

市が重要な施策等に関する計画や条例などを決定する際に、素案の段階で幅広く市民意見を募集し、提出された意見等を考慮して意思決定を行う市民意見提出制度は、一般的にパブリックコメント制度と呼ばれていますが、四国中央市では、より市民に馴染みやすい「タウンコメント」の呼称で自治基本条例に明記され、平成20年6月には個別条例も制定しています。制度創設以来のタウンコメントの実施結果を見ると、市民の関心が高い事案では意見提出の件数が非常に多い一方で、全く意見提出が無いというケースが全体の半数以上を占めています。これは、意見募集の多くが、ほぼ原案が出来上がった段階で行われるため、賛成か反対かというような意見に偏り、賛否が分かれるような場合のみ多くの意見が出されていると言えます。重要な施策や計画策定を検討する際に、建設的な意見や、独創的な多くの市民意見を得るためには、内容を出来るだけ初期段階から公開するよう努め、場合によっては早い段階での意見募集を行うなど、検討プロセスにおいて多くの市民参画が得られるような工夫が必要です。また、一度意見提出した市民が市政に関心を持ち続けたり、以後実施される他の事案のタウンコメント募集への意見提出の意欲を喚起するためには、寄せられた意見はできるだけ意向を汲んで取り上げるようにし、採用されない場合にも誠実に対応する事が望まれます。

【検証】

平成20年度に個別条例が制定されて以来、タウンコメントは職員に深く浸透し、重要な施策や計画策定の際などには広く市民に意見を求めているが、素案が策定される前の早い段階での意見募集や条例制定にかかるタウンコメントについては取り組みがされていない。これまで以上に、早い段階から多くの市民参画が得られるように工夫のある取り組みが必要である。

こうした中で市議会においては、タウンコメント条例が適用される機関ではないものの、「四国中央市快適で美しいまちづくりの推進に関する条例（案）」や「四国中央市議会政務活動費の交付に関する条例、施行規程、運用基準（素案）」についてタウンコメントを実施したことは画期的な取り組みと言える。

② 市民参画の方法の効果的な宣伝広報

【提言内容】

前述したように、市民の市政参画の制度等が整備されてきたのに対し、市民参画が進んでいない原因の一つに制度等の周知不足が挙げられます。市のホームページや広報紙において、タウンコメント募集や審議会等の公募委員を募集していますが、画一的で硬い印象を受ける掲載内容となっており、自主的な参画を促す内容にはなっていません。より多くの市民が興味を持ち、自らも参画してみようと思えるようにするには、募集時の表現を柔らかくすると共に内容を分かりやすくし、参画するためのハードルを下げる努力が必要です。また、参画の方法だけでなく、市民は自治基本条例に基づき自らが市政に参画できる権利を有しているという根本的なことについても宣伝広報しなければなりません。

【検証】

市民の市政参画の制度等については整備が進み、行政は市民参画が得られるようにホームページや広報での周知を行っている。しかしながら、市民参画が積極的になったとの印象はなく、依然として市民参画が低調な状況であり、更なる宣伝広報の工夫が必要な状況である。

4. 情報提供に関すること

① 自治基本条例の市民への周知

【提言内容】

平成23年3月に実施されたアンケート調査での自治基本条例についての問いで、条例の内容まで知っていると答えた市民が4%、聞いた事はあるが内容は知らないが25%でした。また、平成25年3月の調査では、内容まで知っているが2.6%、聞いた事はあるが内容は知らない38.9%となっており、若干認知度は上昇しているものの高い率とは言えません。平成19年の条例制定時には、広報紙やホームページへの掲載、逐条解説冊子の全戸配布などによる市民への周知徹底が図られましたが、年月が経過し、先に触れたアンケート調査の同じ問いに対して、四国中央市の最高規範として制定された自治基本条例を、半数以上の市民がまったく知らないと答えていることを深刻に受け止め、自治基本条例自体の周知に再度取り組む必要があります。

【検証】

自治基本条例に基づき、個別の施策は展開しているものの、市民への周知という点では更なる取り組みが必要な状況である。

自治基本条例の逐条解説冊子は、平成19年度に条例が制定されてから同じものを使用しており、情報の古さが否めない。より一層の市民への周知を図るためにも、逐条解説冊子の刷新や簡易なリーフレットの作成等の検討が必要である。

② 子ども向け冊子等による啓発

【提言内容】

平成23年3月に実施されたアンケート調査での自治基本条例についての問いで、条例の内容まで知っていると答えた市民が4%、聞いた事はあるが内容は知らないが25%でした。また、平成25年3月の調査では、内容まで知っているが2.6%、聞いた事はあるが内容は知らない38.9%となっており、若干認知度は上昇しているものの高い率とは言えません。平成19年の条例制定時には、広報紙やホームページへの掲載、逐条解説冊子の全戸配布などによる市民への周知徹底が図られましたが、年月が経過し、先に触れたアンケート調査の同じ問いに対して、四国中央市の最高規範として制定された自治基本条例を、半数以上の市民がまったく知らないと答えていることを深刻に受け止め、自治基本条例自体の周知に再度取り組む必要があります。

【検証】

平成26年度に子ども向け冊子が作成され、子ども等への啓発や視察等においても活用されている。しかし、冊子の啓発だけでは子どもへの浸透は難しく、子どもも一市民として市政に参画していることなどを例に挙げ、わかりやすく解説していく必要がある。

③ 様々なメディアの活用による分かりやすい情報提供

【提言内容】

市では、広報紙とホームページを中心に情報発信しており、協働事業の実施状況や審議会、タウンコメントの実施などの市民参画の状況についても掲載されていますが、多くの市民の興味を引く内容とは言えません。実際に参画したり、協働事業を実施している市民の意見や感想等、生の声を掲載するなどし、市民に親しみやすい内容での情報発信を心掛けなければなりません。また、現在も市政情報の提供にケーブルテレビを活用していますが、実際の活動状況が視覚情報として提供される分かりやすさと、身近な知り合いが出演することによる親しみやすさにより関心が高まり、市民の情報源として定着してきました。今後も、ケーブルテレビを有効活用すると共に、若者を中心に普及しているソーシャルネットワーキングサービスの活用等、情報提供の新たな手法についても検討が必要です。

【検証】

地域コミュニティ活性化事業等においては、ケーブルテレビを活用し、イベントの取材を受けるなど情報発信のツールとして大いに活用している。しかし、様々なメディアの活用による分かりやすい情報提供に十分努めている状況ではなく、今後、更なる検討が必要である。四国中央市ではフェイスブックを利用していることから、そうしたソーシャルネットワーキングサービスを活用するなど新たな手法の検討が必要である。